

2013年9月24日 全14頁

# 教育資金の一括贈与非課税措置の解説3

政省令・通達等の改正を踏まえた解説

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

## [要約]

- 子や孫など1人あたり最大1,500万円の教育資金の一括贈与について非課税とされる「教育資金の一括贈与非課税措置」について、政省令・通達等の改正が行われている。
- 「教育資金」の範囲は、より明確になった。教育資金は、①学校等の授業料等、②習い事の費用等、③学校等の学用品等の3つに区分される。②および③については、教育資金支出額にカウントできるのは合計で500万円以内である。
- ①学校等の授業料等には、入学金・授業料だけでなく、学校等に直接支払う施設整備費、修学旅行費、学校給食費などが含まれる。②習い事の費用等には、学習、スポーツ、文化芸術活動、教養の向上のための活動などの月謝などが含まれる。また、これらの活動に用いる物品の費用も、これらの指導を行う者の名で領収書が出る場合は含まれる。③学校等の学用品等は、学校等がプリントなどにより保護者に購入を指示した教科書・副教材、学校指定の学用品（制服や体操着など）などが含まれる。
- 子や孫の30歳到達時等に、非課税拋出額から教育資金支出額を差し引いた残額がある場合は、贈与税の課税対象となる。この場合、原則として、その時点で贈与者が生存しているか否かにかかわらず、「特例贈与財産」（直系尊属から20歳以上の者への贈与）として「一般贈与財産」より低い税率が適用される。

## [目次]

- 1. 法令・告示等の解説…………… 2ページ
- 2. 改正点と政策効果の考察…………… 12ページ

※本稿は、2013年4月17日公表の拙稿「教育資金の一括贈与非課税措置の解説2」（下記URL）を改訂したものである。このレポート発表後、政省令・告示等によって明らかになった事項および改正された事項で重要なものについて下線を引いている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130417\\_007056.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130417_007056.html)

## 1. 法令・告示等の解説

平成 25 (2013) 年 3 月 29 日、「所得税法等の一部を改正する法律」(以下、改正法)が参議院にて可決・成立し、政省令等とともに 3 月 30 日に公布され、その後、5 月 31 日に租税特別措置法施行令の改正が行われた。

教育資金の一括贈与非課税措置については、租税特別措置法(以下、措法)のほか、租税特別措置法施行令(以下、措令)、租税特別措置法施行規則(以下、措規)、「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて(法令解釈通達)」(以下、措通)、文部科学省告示第 68 号(以下、告示)に規定が定められた。また、平成 25 (2013) 年 4 月 1 日に、文部科学省ウェブサイト「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(以下、文科省解説)が公表され、以後、数次の改訂が行われている(本稿執筆時点で平成 25 (2013) 年 7 月 5 日に行われた改訂が最新のものである)。本稿では、これらの法令等に基づいて、教育資金の一括贈与非課税措置について解説する。

教育資金の一括贈与非課税措置の概要は次の通りである。

平成 25 (2013) 年 4 月 1 日から平成 27 (2015) 年 12 月 31 日までの間に、直系尊属(父母、祖父母など)が 30 歳未満の子や孫に一定の方法(1-1. で後述)で教育資金を一括贈与した場合、金融機関と教育資金管理契約(1-2. で後述)を結び、贈与された資金を口座において管理することを条件に、子や孫 1 人あたり 1,500 万円を上限として、贈与時に贈与税が非課税となる。

一括贈与された資金を子や孫が教育資金(1-3. で後述)に使った場合に、一定の様式の領収書等を一定の期間内に金融機関に提出することが求められる(1-4. で後述)。金融機関は領収書等を確認し、教育資金支出額を記録する。子や孫が 30 歳になった場合等に教育資金管理契約が終了する。その際、非課税拠出額から教育資金支出額を差し引いた残額があれば、その残額に対して贈与税が課税される(1-5. で後述)。

### 1-1. 贈与の方法

法令では、贈与の方法は図表 1 のように定められている。

図表 1 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム①(贈与の方法等)

贈与者(贈与する者)	贈与を受ける者の直系尊属(父母、祖父母など)
受贈者 (贈与を受ける者)	教育資金管理契約の締結日において 30 歳未満 ( <u>外国人・非居住者も含まれる</u> )
贈与の方法	以下のいずれかの方法 ①教育資金管理契約に基づき信託会社に信託する ②書面による贈与により取得した金銭を用い教育資金管理契約に基づき、銀行等で預貯金として預入する ③書面による贈与により取得した金銭等を用い教育資金管理契約に基づき、証券会社等 <sup>有価証券を購入する</sup>

非課税拠出額	「教育資金非課税申告書」および「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額の合計額
教育資金管理契約への「非課税拠出額」の限度額	受贈者1人につき1,500万円まで (贈与者については、何人に贈与するか、総額はいくらかについては制限なし。 受贈者については、何人から贈与を受けても、合計1,500万円まで)
拠出できる期間	平成25(2013)年4月1日～平成27(2015)年12月31日
受贈者の義務	非課税措置の適用を受ける旨、受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等(相続税法の施行地にあるものに限る)を経由して、信託等がされる日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。
教育資金非課税申告書の添付書類	・信託または贈与の事実および年月日を証する書類(信託または贈与に関する契約書など)の写し ・当該受贈者の氏名、生年月日、住所、贈与者との続柄を証する書類(戸籍謄本・戸籍抄本・住民票の写しなど)
再拠出 (複数回の贈与)	上記の期間内かつ、「非課税拠出額」の限度額の範囲内であれば、同一の金融機関の教育資金管理契約において資金の再拠出(複数回の贈与)が可能。 この場合、受贈者は、「教育資金非課税申告書」を提出した金融機関の営業所等を経由して「追加教育資金非課税申告書」を追加の信託等がされる日までに、当該「教育資金非課税申告書」を提出した税務署長に提出する。

(出所) 法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

受贈者は、教育資金管理契約の締結日において30歳未満であればよく、外国人や非居住者であつても教育資金一括贈与の非課税措置を適用することができる<sup>1</sup>。

非課税となる贈与の方法は、①信託会社<sup>2</sup>への信託、②銀行等<sup>3</sup>への預貯金<sup>4</sup>の預入、③証券会社等<sup>5</sup>での有価証券の購入のいずれかとされている。なお、非課税措置を取り扱える営業所等は、これらの信託会社・銀行等・証券会社等のうち国内にあるものとされており、対象の金融機関であっても海外支店では取扱いができない<sup>6</sup>。

いずれも教育資金管理契約が必要であり、①の場合は、信託の利益の全部の受益者を子や孫

<sup>1</sup> 措通70の2の2-2

<sup>2</sup> 「信託業法第3条又は第53条第1項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む」(措法70の2の2①)と規定されている。

<sup>3</sup> 「銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう」(措法70の2の2①)とされ、具体的には、「銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会をいう。)、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会」(措令40の4の3①)が指定されている。

<sup>4</sup> 具体的には、普通預金(普通貯金)、貯蓄預金(貯蓄貯金)、定期預金(定期貯金)、通知預金(通知貯金)と規定されている(措規23の5の3④)。

<sup>5</sup> 「金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行うものに限る)」(措法70の2の2①)と規定されている。

<sup>6</sup> 「営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの」(措法70の2の2①)と規定されている。

などの受贈者とする必要があり、②・③の場合は預け入れられる金銭等<sup>7</sup>について書面により子や孫などの受贈者に贈与されており、受贈者が当該金銭等を取得してから2ヵ月以内に預貯金の預入または有価証券の購入を行うことが必要となる。

平成25(2013)年4月1日から平成27(2015)年12月31日までにこれら①～③の方法で贈与が行われた場合に限り、贈与税非課税の扱いを受けられる。

非課税の扱いを受けるためには、受贈者は非課税措置の適用を受ける旨、受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等を経由して、信託等がされる日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。この際に、「教育資金非課税申告書」には当該受贈者の「信託または贈与の事実および年月日を証する書類の写し」および「戸籍謄本または戸籍抄本、住民票の写し等の書類で当該受贈者の氏名、生年月日、住所、贈与者との続柄を証する書類」を添付する必要がある<sup>8</sup>。

「教育資金非課税申告書」は受贈者1人につき1通しか提出することができない。このため、受贈者1人につき1つの金融機関しか教育資金管理契約を扱うことができない。

既に教育資金管理契約を扱っている金融機関に、追加で資金を拠出することは、既に非課税で贈与を行った額と追加拠出額を合わせて1,500万円の範囲内であり、かつ、平成27(2015)年12月31日までであれば、可能である。この場合は、「教育資金非課税申告書」を提出した金融機関の営業所等を経由して「追加教育資金非課税申告書」を追加の信託等がされる日までに、当該「教育資金非課税申告書」を提出した税務署長に提出する。

「非課税拠出額」はこれら「教育資金非課税申告書」および「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額の合計額である。

## 1-2. 教育資金管理契約の条件

法令では、「教育資金管理契約」の条件について、信託会社、銀行等、証券会社等のそれぞれについて、以下の図表2のように定められている。

図表2 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム②（教育資金管理契約の条件）

共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受贈者の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であること</li> <li>・教育資金管理契約は、取消し・解約ができず、法定の終了事由（いずれか早い日、図表5参照）に該当したときに終了すること</li> </ul>
信託会社の場合	<p>当該受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産から教育資金の支払に充てた金銭に相当する額の払出しを受けする場合または教育資金の支払に充てるための金銭の交付を受けの場合には、当該受贈者は信託会社に領収書等を提出すること</li> </ul>

<sup>7</sup> 銀行等においては、書面により贈与された「金銭」を預け入れる場合とされているが、証券会社等においては、書面により贈与された「金銭等」とされており、「金銭」のほか、計算期間が1日の公社債投資信託（MRF、MMFなど）が含まれる（措法70の2の2①、措令40の4の3②、措規23の5の3①）。

<sup>8</sup> 措令40の4の3⑫

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信託の主たる目的は、教育資金の管理とされていること</li> <li>・受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること</li> <li>・当該受贈者を信託の利益の全部の受益者とするものであること</li> <li>・当該信託の受益者は変更できないこと</li> <li>・当該信託の受益権は譲渡、担保提供ができないこと</li> </ul>
銀行等の場合	<p>当該受贈者と銀行等との間の預貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育資金の支払に充てるために預貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に領収書等を提出すること</li> <li>・当該預貯金は、譲渡・担保提供ができないこと</li> </ul>
証券会社等の場合	<p>当該受贈者と証券会社等との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還、その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は証券会社等に領収書等を提出すること</li> <li>・受益者が有する有価証券の保管の委託に関する契約に係る権利については、譲渡にかかる契約を締結できないこと</li> <li>・当該契約に基づいて保管される有価証券は、担保提供ができないこと</li> </ul>

(出所) 法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

### 1-3. 「教育資金」と「教育資金支出額」の定義

法令等では、「教育資金支出額」について、以下の図表3のように定めている。

**図表3 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム③ (教育資金・教育資金支出額)**

教育資金	<p>以下の3種類の費用が教育資金に含まれる<sup>9</sup>。</p> <p>①学校等の授業料等 ②習い事の費用等 ③学校等の学用品等</p>
① 学校等の授業料等	<p>学校等に直接支払われる金銭のうち以下のもの(学校等が徴収し、業者に支払われるものを含む)が「①学校等の授業料等」に含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費</li> <li>・入学または入園のための試験に係る検定料</li> <li>・在学証明、成績証明などの手数料</li> <li>・学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭</li> </ul> <p><b>【上記以外で含まれるものの例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教育充実費、修学旅行・遠足費</u></li> <li>・(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金</li> <li>・(公財)日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険</li> <li>・<u>学研災付帯賠償責任保険(学研災付帯学生生活総合保険を除く)</u></li> <li>・<u>PTA会費(「父母と教師の会」、「父母の会」、「後援会」を含む)</u></li> <li>・<u>学級会費・生徒会費(同窓会費は認められない)</u></li> <li>・<u>学校の寮費</u></li> <li>・<u>学校等の正規課程以外の講座等(大学の公開講座、専修学校の附帯事業(例:短期講座など)、幼稚園の預かり保育や子育て支援活動など)にかかる費用</u></li> <li>・<u>保育所、保育所に類する施設、認定こども園での延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などにかかる費用</u></li> </ul>

<sup>9</sup> ①学校等の授業料等、②習い事の費用等、③学校等の学用品等の3つの区分の名称は、制度を理解しやすくするための本レポートでの名称であり、法令上の用語ではない。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学入試センター試験の受験料</li> <li>・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部費などで、例えば「A高校」または「A高校B部」の名義の領収書等が出るもの</li> </ul>
<p>② 習い事の費用等 (③と合わせ、上限500万円)</p>	<p>学校等以外の者に直接支払われる金銭のうち、次に該当する活動についての次の費用のうち教育のために支払われるもの(国外において支払われるものを含む)として社会通念上相当と認められるものが、「②習い事の費用等」に含まれる。</p> <p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習</li> <li>・スポーツ</li> <li>・文化芸術活動</li> <li>・教養の向上のための活動 (いわゆる通信教育も対象となる)</li> </ul> <p><b>【上記のいずれかに該当するものの例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習塾・家庭教師、そろばん教室、英会話教室、パソコン教室、ビジネススクール、TOEIC・TOEFL等の検定料、算数オリンピックの参加料、資格試験の受験料、ボーイスカウト・ガールスカウトでのキャンプ等の体験活動、スイミングスクール、ゴルフスクール、テニススクール、野球チームでの指導への謝礼、ピアノ等の音楽教室、絵画教室、バレエ教室、習字教室、茶道教室、華道教室、料理教室、乗馬教室など</li> <li>・放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に要する費用</li> <li>・大学、高等専門学校、専修学校・各種学校・インターナショナルスクールにおける部活動について、指導の対価(指導を行う者への月謝、謝礼など)として支払う費用や、施設使用料、部活動で使用する物品の費用で指導を行う者を通じて購入するもの(=指導を行う者の名で領収書が出るもの)</li> </ul> <p><b>【社会通念上相当と認められないものの例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賭博やギャンブルに関するもの(カジノの手法を教える教室)</li> <li>・酒類やたばこを楽しむことを目的とする講習</li> <li>・遊興・遊技を内容とするもの(トランプ、パチンコ、麻雀、ゲーム、カラオケ、手品、占い等を教える教室など)</li> <li>・娯楽目的の鑑賞を行うことを目的とするもの</li> </ul> <p>[費用]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導の対価(月謝、謝礼、入会金など)として支払う費用</li> <li>・施設利用料</li> <li>・上記活動で使用する物品の費用のうち、上記の指導を行う者を通じて購入するもの(指導を行う者の名で領収書が出るもの)</li> </ul>
<p>③ 学校等の学用品等 (②と合わせ、上限500万円)</p>	<p>学校等以外の者に直接支払われる金銭のうち、「学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭」のうち、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものが「③学校等の学用品等」に含まれる。 →具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指す</p> <p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書・副教材費</li> <li>・教科教材費(リコーダー・裁縫セット等)</li> <li>・学校指定の学用品費(制服、体操着、ジャージ、上履き、通学鞆等)</li> <li>・卒業アルバム代</li> <li>・修学旅行・自然教室等の校外活動費</li> <li>・給食費</li> <li>・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における部活動に伴って必要な費用で、学校等が書面で購入・支払いを依頼したもの</li> </ul>

学校等の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校</li> <li>・大学、大学院</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校（学校教育法 124 に規定）、各種学校（学校教育法 134①に規定）</li> <li>・保育所、保育所に類する施設、認定こども園</li> <li>・外国の教育施設のうち一定のもの</li> <li>・水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）</li> <li>・職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校（※）、職業能力開発短期大学校（※）、職業能力開発校（※）、職業能力開発促進センター（※）、障害者職業能力開発校</li> </ul> <p>※印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限る</p>
教育資金支出額	教育資金のうち、金融機関に領収書等が提出され、金融機関が確認を行い、記録された金額（ただし、「②習い事の費用等」および「③学校等の学用品等」については 500 万円までしか「教育資金支出額」に算入できない）
受贈者の義務	教育資金の支払に充てるために口座から金銭を引き出す場合には、金融機関に領収書等を提出する。

（出所）法令、告示、文科省解説をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

「教育資金」のうち、金融機関に領収書等が提出され金融機関が確認を行い記録された金額が「教育資金支出額」とされる。

「教育資金」のうち、学校等の授業料等（図表 3 の①）は、上限なしに「教育資金支出額」とされる（もっとも「非課税拠出額」は 1,500 万円以内である）。

「教育資金」のうち、習い事の費用等（図表 3 の②）および学校等の学用品等（図表 3 の③）については、合計で 500 万円までしか「教育資金支出額」に算入できない。

教科書など学校等で使用するものを業者から購入した場合は、学校等の書面による購入依頼がある場合に限り、学校等の学用品等（図表 3 の③）として扱われ、500 万円以内の制限を受ける。一方、学校等が教科書などの費用を徴収し業者等に支払う場合は、学校等の授業料等（図表 3 の①）として扱われ 500 万円以内の制限を受けない。

習い事の費用等（図表 3 の②）としては、学習、スポーツ、文化芸術活動、教養の向上のための活動が認められる。これらの活動のための月謝・入会金などのほか、これらの活動で使用するための物品の費用のうち、指導を行う者を通じて購入するもの（指導を行う者の名で領収書が出るもの）についても対象となる。

口座から引き出した金銭をこれらの教育資金の支払に充てた場合、受贈者は領収書等を期限内に金融機関に提出しなければならない。

#### 1-4. 領収書の様式と提出期限

法令等では、領収書の様式と提出期限を、次の図表4のように定めている。

図表4 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム④（領収書の様式と提出期限）

領収書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類または記録でその支払の事実を証するもの（ただし、都度贈与の非課税の適用（2-1.参照）を受けて支払った教育費に係るものを除く）</li> <li>・<u>領収書のほか、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）がわかるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合がある。</u></li> </ul>
領収書の必要記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>領収書に記載すべき事項は、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）である。</u></li> </ul>
「学校等の授業料等」（図表3の①）の場合	<p>「学校等の授業料等」（図表3の①）については、摘要（支払内容）及び支払先の住所（所在地）については、受贈者が提出する支払事実を証する書類（振込依頼書兼受領書、口座振替で引き落とされたことが確認できる通帳のコピー等）に摘要（支払内容）及び支払先の住所（所在地）を受贈者自身が記載し、受贈者が署名押印をすることにより、明らかにすることも可能である。</p>
「習い事の費用等」（図表3の②）の場合	<p>「習い事の費用等」（図表3の②）については、何に使用したのか（〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間））についても記載されていることが必要である。</p>
「学校等の学用品等」（図表3の③）の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校等の学用品等」（図表3の③）については、領収書等に加えて、学校等が認めたものであるとわかる書面を金融機関に提出する必要がある。</li> <li>・この書面は、年度や学期の初めに配布されるプリントや、「学校便り」「教科書購入票」等を想定している。</li> <li>・この書面には、学校等の名称、年月日、用途・費目が記載されていることが必要。</li> </ul>
領収書等の提出期限	<p>いずれかの方式を受贈者が選択する（一度選択したら、変更不可）</p> <p>[教育資金支払後口座引出し方式]<sup>10</sup> 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金管理契約に係る口座から払い出す方法（のみ）をその口座からの払出方法として選択した場合 →当該領収書等に記載された支払日から1年以内</p> <p>[前払い・後払い併用方式]<sup>11</sup> 「教育資金支払後口座引出し方式」以外の払出方法を選択した場合（教育資金の支払いと口座からの資金の引出しの時期の前後を問わない方式） →当該領収書等に記載された日の属する年の翌年の3月15日まで</p>
金融機関の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された領収書等により、払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額および年月日について記録をし、当該記録と領収書等を「信託等の終了日の翌年の3月15日後6年を経過する日」まで保存する。</li> <li>・「前払い・後払い併用方式」においてある年の口座からの支払額が領収書等の合計額を下回るときは、上記の記録をする金額は、当該支払額を限度とする。</li> </ul>

（出所）法令、文科省解説をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>10</sup> 法律では「教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合」（措法70の2の2⑦一）とされているが、ここでは「教育資金支払後口座引出し方式」とした。

<sup>11</sup> 法律では「前号（筆者注：教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合）以外の場合」（措法70の2の2⑦二）とされているが、ここでは「前払い・後払い併用方式」とした。



金融機関に提出する領収書等とは、「教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類または記録でその支払の事実を証するもの」とされており、必ずしも領収書に限らない。ただし、当該領収書等について、都度贈与の非課税と重複して利用することはできない（2-1.で後述）。

領収書に記載すべき事項は、原則として、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）である。

ただし、「習い事の費用等」（図表 3 の②）については、何に使用したのか（〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間））についても記載されていることが必要である<sup>12</sup>。

さらに、「学校等の学用品等」（学校等で必要なもので、学校等を通じずに購入したもの）（図表 3 の③）については、領収書等に加えて、学校等が必要と認めたものであるとわかる書面を金融機関に提出する必要がある。この書面は、年度や学期の初めに配布されるプリントや、「学校便り」「教科書購入票」等が想定されており、学校等の名称、年月日、用途・費目が記載されていることが必要である<sup>13</sup>。

領収書等の提出期限は、受贈者が「教育資金支払後口座引出し方式」か「前払い・後払い併用方式」のいずれを選択するかにより異なる。「教育資金支払後口座引出し方式」は先に教育資金を支払った後に口座から相当額を引き出す方法、「前払い・後払い併用方式」は教育資金の支払いと口座からの資金の引出しの時期の前後を問わない方法である。

いずれの方式を選択するかは、受贈者が教育資金管理契約を締結する際に選択し、以後の変更はできない<sup>14</sup>。

金融機関への領収書等の提出期限は、「教育資金支払後口座引出し方式」では当該領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日まで、「前払い・後払い併用方式」では当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年の 3 月 15 日が期限とされている。

「前払い・後払い併用方式」においては、教育資金の支払と口座からの資金の引出しの時期の前後は問わないが、同一暦年内であることが求められる。「前払い・後払い併用方式」において、ある年に口座から引き出した額よりも、提出された領収書等に記載された同年の「教育資金」の額が多かった場合は、その年の「教育資金支出額」とされるのは口座から引き出した金額までとされている<sup>15</sup>。

万一、受贈者が教育資金の支払に充てるために口座から引き出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと、教育資金非課税申告書が 2 通以上提出されていること、非課税拠出額が 1,500 万円を超えていることを税務署が知ったときは、取扱金融機関にその旨等を通知する

<sup>12</sup> 文科省解説 Q3-1 による。

<sup>13</sup> 文科省解説 Q3-1 による。

<sup>14</sup> 措令 40 の 4 の 3⑭による。

<sup>15</sup> このとき、領収書等に記載された同年の「教育資金」に、「学校等の授業料等」（図表 3 の①）と「習い事の費用等」（図表 3 の②）および「学校等の学用品等」（図表 3 の③）があるときは、「学校等への支払額」（図表 3 の①）を優先して「教育資金支出額」とする（措令 40 の 4 の 3⑯）。

ものとされている。この場合、通知を受けた取扱金融機関は記録を訂正しなければならないとされている。

#### 1-5. 「教育資金管理契約」の期間と終了時の扱い

法令における「教育資金管理契約」の期間と終了時の扱いをまとめたものが図表5である。

図表5 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム⑤（教育資金管理契約の終了時）

教育資金管理契約の期間	下記のいずれかに該当して教育資金管理契約が終了するまで ①受贈者が30歳に達する ②受贈者が死亡する ③口座の残高が0になる（受贈者と金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があった場合に限る）
教育資金管理契約終了時の扱い	・30歳到達時（または、残高が0になったとき） 「非課税抛出资额」（図表1）から「教育資金支出額」（図表3）を差し引いた残額があれば、教育資金管理契約が終了した日の属する年の贈与税の課税価格に算入 ・死亡時 「非課税抛出资额」から「教育資金支出額」を差し引いた残額があっても贈与税非課税
金融機関の義務	当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金管理契約の終了に関する調書」を当該教育資金管理契約が終了した日（死亡時はその事実を知った日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。

（出所）法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

教育資金管理契約は①受贈者が30歳に達する、②受贈者が死亡する、③口座の残高が0となる（③については、受贈者と金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があった場合に限る）のいずれかに該当したときに終了し、いずれかに該当するまで継続する。

受贈者が30歳に達することか、口座の残高が0になったことにより、教育資金管理契約が終了した場合、教育資金管理契約の終了時に、非課税抛出资额から教育資金支出額を差し引いた残額があれば、その残額について、教育資金管理契約が終了した日の属する年の贈与税の課税価格に算入する<sup>16</sup>。

「30歳到達時の口座残高」ではなく、「非課税抛出资额」から「教育資金支出額」を差し引いた額について贈与税が課税されるのが特徴である。すなわち、教育資金以外の目的で口座から引き出した場合や、教育資金に支出したが領収書等を提出しなかった場合などについては、口座の残高が0であったとしても、贈与税が課税される。

<sup>16</sup> 教育資金管理契約の終了時にまだ金融機関に提出していない領収書等があるときは、図表4記載の提出期限にかかわらず、教育資金管理契約の終了日の翌月末日までに提出しなければならない（措令40の4の3⑩二）。このとき、教育資金管理契約の終了日より後を支払日とする領収書等は、「教育資金」に含めることができない（措令40の4の3⑩一）。

教育資金管理契約の終了時において贈与者が生存している場合は、当該贈与者から贈与されたものとみなし、教育資金管理契約の終了時において贈与者が死亡している場合は、「直系尊属からの贈与」とみなして、贈与税が課税される<sup>17</sup>。

すなわち、現行法における平成 27 年以後の贈与税を前提とすれば、教育資金管理契約の終了時において贈与者が生存しているか否かにかかわらず、(20 歳未満で残高が 0 になり教育資金管理契約が終了した場合を除き)「特例贈与財産」(直系尊属から 20 歳以上の者への贈与)として低い税率区分が適用されることになる。

教育資金管理契約の終了時における課税関係については平成 25 年 3 月 30 日時点での政令では、教育資金管理契約の終了時に贈与者が死亡している場合は「特例贈与財産」とならず、「一般贈与財産」として高い税率区分が適用されることになるものとされていた<sup>18</sup>。しかし、平成 25 年 5 月 31 日の政令によって、教育資金管理契約の終了時に贈与者が生存しているか否かにかかわらず、「特例贈与財産」として低い税率区分が適用されるように改正された。

口座に拠出された資金を教育資金以外に利用することも、30 歳到達時等に贈与税が課税されることにはなるが、可能ではある。

贈与税非課税で拠出された資金を、口座内で運用することもできる。口座内の運用により譲渡益・利子・配当などが得られた場合は、その譲渡益・利子・配当などについては通常通り所得税等が課税されるが、贈与税はかからない。

他方で、口座内の運用によって損失が生じた場合についてはその損失分は「教育資金支出額」とはならないため、贈与税が課税される。すなわち、口座内の運用で損失が発生した場合は、元本が毀損する上に損失分に贈与税を課税されるという厳しい状況となる。口座内でのリスクを取った運用については慎重に検討した方がよいものと考えられる。

受贈者が死亡したことにより教育資金管理契約が終了した場合については、「拠出額から教育資金支出額を差し引いた額」があっても贈与税を課さないものとしている。

金融機関は、教育資金管理契約の終了時に当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金管理契約の終了に関する調書」を当該教育資金管理契約が終了した日の属する月の翌々月末までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## **1-6. 相続税の相続開始前 3 年以内贈与規定との関係**

相続または遺贈により財産を取得した者が、相続開始前 3 年以内に贈与を受けていた場合には、当該贈与された財産を相続財産に引き戻して相続税を計算する規定がある(相続税法 19①)。

この規定と、教育資金一括贈与により取得された財産との関係が、通達で明らかにされている

<sup>17</sup> 措令 40 の 4 の 3④四 (この規定は、平成 27 年 1 月 1 日施行)

<sup>18</sup> この時点では、措令 40 の 4 の 3④四の規定が定められておらず、措令 40 の 4 の 3④一の規定により、単なる「個人」からの贈与とみなされ、「特例贈与財産」としては扱えないものと解されていた。

る。

教育資金管理契約の継続中に贈与者が死亡した場合は、この規定は適用されない<sup>19</sup>。

一方、教育資金管理契約の終了時においては贈与者が生存していたが、その後 3 年以内に贈与者が死亡した場合は、この規定が適用される場合がある<sup>20</sup>。

教育資金管理契約の終了時（受贈者の死亡による場合を除く）に「非課税拋出額」から「教育資金支出額」を差し引いた額があった場合、その残額は、教育資金管理契約の終了した日の属する年の贈与税の課税価格に算入される<sup>21</sup>。その後 3 年以内に贈与者が死亡して相続が開始され、かつ、教育資金の受贈者が（教育資金とは別に）相続または遺贈により財産を取得した場合においては、当該贈与税の課税価格に算入された金額について、相続財産に引き戻され、相続税の課税価格に算入される。

## 1-7. 相続時精算課税との関係

平成 25（2013）年度税制改正により、平成 27（2015）年 1 月 1 日以後の贈与について、相続時精算課税を利用できる受贈者が「20 歳以上の孫」にも拡大される。相続時精算課税と教育資金の一括贈与非課税措置の関係は次のようになる。

教育資金管理契約の終了時において、贈与者が生存していて、受贈者が既にその贈与者について相続時精算課税を利用している場合は、「非課税拋出額」から「教育資金支出額」を差し引いた額についても、相続時精算課税の下での贈与として扱われる<sup>22</sup>。

教育資金管理契約の終了時において、贈与者が生存していて、受贈者がその贈与者について相続時精算課税の適用要件を満たし、まだ相続時精算課税を利用していない場合は、「非課税拋出額」から「教育資金支出額」を差し引いた額を含めて、それ以後の贈与について相続時精算課税を選択することも可能である<sup>23</sup>。

## 2. 改正点と政策効果の考察

### 2-1. 教育費を支払う場合の従来<sup>24</sup>の贈与税の扱いとの違い

そもそも、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」<sup>24</sup>には贈与税は課されない。

この「扶養義務者」とは、民法上の扶養義務者としての兄弟姉妹および直系血族などが規定されており、父母や祖父母などが含まれる<sup>25</sup>。

<sup>19</sup> 措通 70 の 2 の 2-10

<sup>20</sup> 措通 70 の 2 の 2-11

<sup>21</sup> 措法 70 の 2 の 2⑩

<sup>22</sup> 措通 70 の 2 の 2-9（注）3

<sup>23</sup> 措通 70 の 2 の 2-9（注）3

<sup>24</sup> 相続税法 21 条の 3①二

<sup>25</sup> 民法 877 条により、直系血族および兄弟姉妹に相互扶養義務があるとされており、家庭裁判所は特別の事情が

この「教育費」については、「被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らない」<sup>26</sup>とされているが、これは「必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産」<sup>27</sup>に限られ、「教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱う」<sup>28</sup>とされている。

すなわち、父母や祖父母などの扶養義務者が教育上通常必要と認められる教育費を「必要な都度直接」支払った場合については、贈与税はかからないものとなっている。

しかし他方で、将来の教育費のために予め資金を贈与する場合については、従来は、贈与税が課税されていた。

その他、従前より贈与税の暦年課税には年 110 万円の基礎控除が認められており、毎年 110 万円以内の贈与であれば、前述のような「教育費」に該当しなかったとしても贈与税がかからずに贈与することが可能である。ただし、定期的に贈与を行うと、いわゆる「連年贈与」に該当し一括して贈与したのものとして課税されるかどうか疑義が生じるものとなっている<sup>29</sup>。

教育資金の一括贈与非課税措置を利用すれば、これらの疑義が生じずに教育資金を非課税で贈与できるものとなっている。

もっとも、その都度の教育費として非課税で贈与された資金に係る領収書等については、教育資金の一括贈与非課税措置における「教育資金」の領収書等として金融機関に提出することは認められない<sup>30</sup>。例えば、大学の初年度納付金として扶養義務者から 200 万円を非課税で受け取った上で、さらに当該領収書を金融機関に提出して「教育資金」として口座から 200 万円を引き出すようなことはできない。

## 2-2. 子どもを育てる親への支援効果・異業種への消費拡大効果

ところで、祖父母が孫に教育資金を一括贈与するというのは、実質的には誰への贈与になるのだろうか。

もちろん、法律上は、教育資金を贈与される子ども（祖父母にとっては孫）自身である。しかし、もしその贈与がなかったとしたら、その教育資金は誰が支払っていたのだろうか。

---

あるとき、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。税制上は、民法上の扶養義務者に加え、3 親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であっても扶養義務者と扱うこととされている（相続税法基本通達 1 の 2-1）。

<sup>26</sup> 相続税法基本通達 21 の 3-4

<sup>27</sup> 相続税法基本通達 21 の 3-5

<sup>28</sup> 相続税法基本通達 21 の 3-5

<sup>29</sup> 国税庁は、「10 年間にわたって毎年 100 万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1 年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、定期金に関する権利（10 年間にわたり毎年 100 万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です」（タックスアンサーNo. 4402「贈与税がかかる場合」[平成 25 年 4 月 1 日現在法令等]）と説明している。

<sup>30</sup> 措法 70 の 2 の 2⑦



もし贈与がなかったとしたら、子どもが自分の学費を奨学金の借入れやアルバイト等で稼ぐことによって支払うことが予定されていたとすれば、名実ともに教育資金は子どもへの贈与といえる。

しかし、贈与がなかったとしたら教育資金は子どもではなくその子どもを育てる父母（親）が支払うことが予定されていたとすれば、子どもに教育資金が贈与されると、その子どもを育てる父母は、その分だけ教育資金を支払わなくてよいことにもなる。その面で見れば、教育資金の一括贈与というのは、実質的には子どもに対する贈与ではなく、子どもを育てる親への贈与とも考えられるのである。

すなわち、教育資金の一括贈与非課税措置を、孫への支援だけでなく、教育費の支払に苦慮している（孫を育てている）子への支援として活用することもできる。

子どもを育てる親の世代にとっての教育費の負担が軽減されれば、その分だけ他の費用を支出する余裕が生まれ、教育費以外についても消費が拡大する効果が考えられる。

### 2-3. 相続税の課税強化との関連

平成 25（2013）年度税制改正では、教育資金の一括贈与の非課税措置が設けられた一方で、相続税の基礎控除の引き下げなどの相続税の課税強化も行われた。

平成 27（2015）年 1 月 1 日以後の相続等から、基礎控除を「5,000 万円＋法定相続人数×1,000 万円」から「3,000 万円＋法定相続人数×600 万円」に 4 割引き下げるなどの課税強化が行われる。相続税の課税強化策については、税率の引き上げもあるが、基礎控除の縮小による影響がより大きなものといえる。

例えば、法定相続人数が 3 人であれば、基礎控除は現在 8,000 万円であるが、平成 27（2015）年以後の相続等では 4,800 万円へと 3,200 万円縮小されることになる。しかしながら、4 人の孫に 800 万円ずつ計 3,200 万円を教育資金の一括贈与の非課税措置によって予め贈与しておけば、贈与を行わなかった場合と比べて課税遺産総額が 3,200 万円減少することになるため、平成 27（2015）年以後の相続等であっても現在と比べて相続税額は変わらないことになる（前述の税率引き上げの影響を受けない場合）。

このように、相続税の基礎控除の引き下げなどの相続税の課税強化が行われる中で、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けるとされているため、生前贈与を行わなければ相続税額が増えるが、生前贈与を行えばその影響を緩和することができるという構図になっている。

特に、相続税の課税対象となりうるような者にとっては、生前贈与を強力に促進する策となっているものと言えるだろう。

【以上】